

# 山梨県公報

第七百八十九号

平成十九年

八月三十日

木曜日

## 目次

### 告示

道路の区域変更(二件)……………六二七  
道路の供用開始……………六二八

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六二八  
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止……………六二八  
基本測量の実施……………六二九  
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六二九

### 人事委員会

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………六三〇

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………六三〇

### 教育委員会

技能教育施設の指定等に関する規則……………六三〇

山梨県立特別支援学校学則及び山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則……………六三五

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………六三五

## 告示

### 山梨県告示第三百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年九月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
西八代郡市川三郷町大字中山字石原三三三番地先から 西八代郡市川三郷町大字上野字曾根峯四三九三番の二地先まで		六・六	七・〇	一七・八	三八八・〇
		二〇・六	三〇・六		

### 山梨県告示第三百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年九月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日向宿線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
南巨摩郡南部町大字万沢字折子九〇五三番の一地先から 南巨摩郡南部町大字万沢字折子九〇五四番の三地先まで		四・一	九・三	五・六	一八・〇
		五・六	九・五		
南巨摩郡南部町大字万沢字田頭一〇〇五〇番の一地先から 南巨摩郡南部町大字万沢字田頭一〇〇五二番の一地先まで		三・二	三・二	七・三	一五・五
		七・三	七・三		

山梨県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十九年九月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三十日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	精進湖畔線	南都留郡富士河口湖町大字精進 字大窪二六二番の一七地先から 南都留郡富士河口湖町大字精進 字大窪二六二番の一ニ地先まで	一六〇・〇	平成十九年 八月三十日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月三十日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年八月十六日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人ヴァーチューズ・プロジェクト・ジャパン
  - 2 代表者の氏名 大内博
  - 3 主たる事務所の所在地 南都留郡山中湖村平野三千六百二十三番地の一
  - 4 定款に記載された目的
- この法人は、不特定多数の市民・団体等に対して、会員相互の協力によりヴァーチューズ・プロジェクトについての啓蒙・教育に関する事業を行い、もって人間の最善の資質である美徳の涵養と人格に基づいた文化の形成、健全な社会の実現に寄

与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年八月十七日から同年十月十六日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止  
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条、第八十二条及び第一百五十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業等の廃止の届出があった。

平成十九年八月三十日

山梨県知事 横内 正明

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	廃止年月日
ヤマグチ薬局 甲府店	甲府市徳行一 丁目七番三五 号	一九四〇一一二 八四八	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十九年六月 三日
ヤマグチ薬局 甲府店	甲府市徳行一 丁目七番三五 号	一九四〇一一二 八四八	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十九年六月 三日
あつとけあデ イサービス	笛吹市石和町 山崎一〇二番 地二	一九七〇五〇〇 五二四	通所介護	平成十九年六月 三十日
あつとけあレ ンタル事業所	笛吹市石和町 山崎一〇二番 地二	一九七〇五〇〇 一七七	介護予防福祉用 具貸与	平成十九年六月 三十日
あつとけあレ ンタル事業所	笛吹市石和町 山崎一〇二番 地二	一九七〇五〇〇 一七七	福祉用具貸与	平成十九年六月 三十日
株式会社コム スン 荏崎富士 見ケアセンタ	荏崎市富士見 三丁目一一番 九号清水貸事	一九七〇九〇〇 一七九	介護予防訪問介 護	平成十九年六月 三十日

株式会社コム スン 葦崎富士 見ケアセンタ ル	務所	一 九七〇九〇〇 一七九	訪問介護	平成十九年六月 三十日
株式会社コム スン 加納岩ケ アセンタ ル	山梨市上神内 川一七一番 地一丁一ビル 一階	一 九七〇二〇〇 〇八三	居宅介護支援	平成十九年六月 三十日
甲斐市社会福 祉協議会竜王 訪問介護事業 所	甲斐市西八幡 三〇一八番地 一	一 九七二七〇〇 〇二四	訪問介護	平成十九年六月 三十日
甲斐市社会福 祉協議会竜王 訪問介護事業 所	甲斐市西八幡 三〇一八番地 一	一 九七二七〇〇 〇二四	介護予防訪問介 護	平成十九年六月 三十日
甲斐市社会福 祉協議会竜王 居宅介護支援 事業所	甲斐市西八幡 三〇一八番地 一	一 九七二七〇〇 〇二四	居宅介護支援	平成十九年六月 三十日
甲斐市社会福 祉協議会敷島 訪問介護事業 所	甲斐市西八幡 三〇一八番地 一	一 九七二七〇〇 〇三二	訪問介護	平成十九年六月 三十日
甲斐市社会福 祉協議会敷島 訪問介護事業 所	甲斐市西八幡 三〇一八番地 一	一 九七二七〇〇 〇三二	介護予防訪問介 護	平成十九年六月 三十日

甲斐市社会福 祉協議会双葉 居宅介護支援 事業所	甲斐市龍地六 五三六番地一 〇四〇	一 九七二七〇〇 〇四〇	居宅介護支援	平成十九年六月 三十日
有限会社こと ぶきホームヘ ルプサービス	甲州市塩山三 日市場三二八 二番地一	一 九七〇三〇〇 〇九九	介護予防訪問介 護	平成十九年六月 三十日
有限会社こと ぶきホームヘ ルプサービス	甲州市塩山三 日市場三二八 〇九九	一 九七〇三〇〇 〇九九	訪問介護	平成十九年六月 三十日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十九年八月十六日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十九年八月三十日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）
- 二 作業期間 平成十九年九月三日から平成二十一年三月三十一日まで
- 三 作業地域 山梨県内全域

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十九年八月三十日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡昭和町西条字岡畑二六四五の一及び二六四五の九の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類	位置及び区域
------------	--------

道路 次を図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡昭和町西条四千七百七十 角野佳男

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十七号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十九年八月三十日

山梨県人事委員会  
委員長 淺井和夫

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二 警察部局の部警察本部の項中  
「交通管制センター所長 試験場長」を「交通管制センター所長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山梨県職員の給与に関する規則の規定は、平成十九年八月二十三日から適用する。

山梨県人事委員会規則第十八号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十九年八月三十日

山梨県人事委員会  
委員長 淺井和夫

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

「組織犯罪捜査室長

別表第七部の項中「組織犯罪捜査室長」を 試験場長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則の規定は、平成十九年八月二十三日から適用する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十一号

技能教育施設の指定等に関する規則を次のように定める。  
平成十九年八月三十日

山梨県教育委員会  
委員長 輿石順一

技能教育施設の指定等に関する規則  
(趣旨)

第一条 この規則は、技能教育施設の指定等に関する規則(昭和三十七年文部省令第八号。以下「省令」という。)第一条及び第四条第一項第六号の規定により、技能教育のための施設(以下「技能教育施設」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(技能教育施設の指定の申請)

第二条 省令第一条の規定による申請は、技能教育施設指定申請書(別記第一号様式)に次に掲げる書類を添付して、山梨県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に行うものとする。

- 一 技能教育施設の建物の配置図及び平面図
- 二 技能教育施設の運営方法を記載した書類
- 三 技能教育施設の年間経費の概要を記載した書類
- 四 技能教育施設において使用する主な教材の名称を記載した書類
- 五 技能教育施設における科目のうち教育委員会の指定を希望する科目(以下「指定希望科目」という。)の内容の概要を記載した書類
- 六 技能教育を担当する者の氏名、担当科目、担当時間数及び履歴(担当科目に関する高等学校の教諭の資格その他の資格及び担当科目に関する実地の経験年数を含む。)を記載した書類
- 七 技能教育を受ける者のうち、高等学校に在学する者がある場合は、当該高等学校の名称及び所在地並びに課程別及び学科別の在学者数を記載した書類

八 省令第五条第一項の規定による連携措置をとろうとする高等学校がある場合は、当該高等学校の名称及び所在地並びに課程及び学科の名称並びに教育課程を記載した書類並びに学校長の承諾書

(内容変更の届出事項)

**第三条** 省令第四条第一項第六号の教育委員会が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 技能教育を担当する者の数
- 二 技能教育施設において技能教育を受けることのできる者の資格
- 三 技能教育施設の施設及び設備の状況(軽微な変更の場合を除く。)

(連携科目等の変更等の申請)

**第四条** 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号。以下「政令」という。)

第三十四条第二項の規定による指定又は指定の変更を受けようとする技能教育施設の設置者は、連携科目等追加(変更)指定申請書(別記第二号様式)に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 指定希望科目に係る第二条第四号及び第六号に掲げる書類

二 第二条第五号及び第八号に掲げる書類

2 政令第三十四条第二項の規定による指定の解除を受けようとする技能教育施設の設置者は、連携科目等指定解除申請書(別記第三号様式)により教育委員会に申請しなければならない。

(申請の期限)

**第五条** 次の各号に掲げる申請は、当該各号に定める日の三月前までに行わなければならない。

一 第二条又は前条第一項の規定による申請 指定を受けようとする連携科目等の教育を開始しようとする日

二 前条第二項の規定による申請 指定の解除を受けようとする連携科目等を廃止しようとする日

(委任)

**第六条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所(法人にあっては、  
名称及び主たる事務所の所在地並びに代  
表者の氏名及び住所) 印

技能教育施設指定申請書

学校教育法施行令第32条の規定による技能教育施設の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

技能教育施設の名称				
技能教育施設の所在地				
技能教育を受けることのできる者の資格				
	定員	申請時の実員	エ 技能教育施設において教育を行う者の総数	
ア 技能教育施設において教育を受ける者の総数	人	人		人
イ アのうち、申請に係る技能教育を受ける者の総数	人	人	オ エのうち、申請に係る技能教育を担当する者の数 (うち、専任者の数 人)	人
ウ イのうち、連携措置の対象とする者の総数	人	人	カ オのうち、実習を担当する者の数	人

技能教育の種類	修業年限 年	科目の名称 ※指定希望科目の前に○印を付すこと。	年間の指導時間数					同時に技能教育を受ける者の数	
			1年	2年	3年	4年	計	最小学級の生徒定員 人	同時に当該科目の授業を受ける生徒の総定員の最大数 人
			時間	時間	時間	時間	時間		
		計							

技能教育施設の施設の状況					
施設の名称	数量	構造	面積	専用・共用	備考
			m <sup>2</sup>		
計					

技能教育施設の設備の状況			
設備の名称	数量	専用・共用	備考

- 備考1 「技能連携を受けることのできる者の資格」欄には、当該施設において連携措置の対象とする者の資格を具体的に記入してください。
- 2 アの欄には、申請に係る技能教育を受ける者を含めて当該施設における生徒の総数を記入してください。
- 3 ア、イ及びウの欄には、当該施設において二部制授業等を行っている場合には、各部等の定員及び申請時の実員の内訳が分かるように記入してください。

別記第2号様式(第4条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所(法人にあっては、  
名称及び主たる事務所の所在地並びに代  
表者の氏名及び住所) 印

連携科目等追加(変更)指定申請書

学校教育法施行令第34条第2項の規定による連携科目等の追加(変更)指定を受けたいので、関係書類を添えて  
申請します。

技能教育施設の名称			年間の指導時間数					技能教育を担当する者の数 人	同時に技能教育を受ける者の数		
技能教育の種類	修業年限 年	追加(変更)指定希望科目の名称	1年	2年	3年	4年	計		最小学級の 生徒定員 人	同時に当該科目の 授業を受ける 総定員の最大 数 人	生徒 数 人
			時間	時間	時間	時間	時間				

※変更指定希望科目がある場合は、上段に変更後の科目を記入し、下段には変更前の科目を記入すること。

施設の名称	数量	構造	面積	専用・共用	備考
			m <sup>2</sup>		
計					

設備の名称	数量	専用・共用	備考

別記第3号様式(第4条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所(法人にあっては、  
名称及び主たる事務所の所在地並びに代  
表者の氏名及び住所) 印

連携科目等指定解除申請書

学校教育法施行令第34条第2項の規定による連携科目等の指定の解除を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定技能教育施設の名称等

技能教育施設の名称	
技能教育施設の所在地	

2 連携高等学校名等

連携高等学校名	
課程及び学科名	

3 指定の解除を受けたい連携科目等

連携科目名	年間指導時間数	連携科目に対応する高等学校の科目	連携措置に係る単位数

備考 指導時間数については50分を1指導時間として計算する。



**山梨県教育委員会規則第十二号**

山梨県立特別支援学校学則及び山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年八月三十日

山梨県教育委員会

委員長 輿 石 順 一

山梨県立特別支援学校学則及び山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県立特別支援学校学則の一部改正)

**第一条** 山梨県立特別支援学校学則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表同ふじかわ分校の項中「知的障害」を「知的障害 肢体不自由」に、同表山梨県立やまびこ支援学校の項中「知的障害」を「知的障害 肢体不自由」に改める。

(山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則の一部改正)

**第二条** 山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則(平成八年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

学 校 名	通 学 区 域 等
山梨県立盲学校	県下全域
山梨県立ろう学校	県下全域
山梨県立甲府支援学校 (小学部・中学部)	中巨摩郡、甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市及び中央市
同(高等部)	西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市及び中央市
山梨県立あけぼの支援学校	韮崎市、南アルプス市及び北杜市。ただし、山梨県立あけぼの医療福祉センターで加療中の者にあつては県下全域

山梨県立わかば支援学校  
(小学部・中学部)

中巨摩郡、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市(旧豊富村の区域を除く。)

同(高等部)

西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市(旧豊富村の区域を除く。)

同

西八代郡及び南巨摩郡

ふじかわ分校

山梨県立やまびこ支援学校

南都留郡のうち道志村、北都留郡、都留市、大月市及び上野原市

山梨県立富士見支援学校

県下全域(山梨県立中央病院で加療中の者に限る。)

同

県下全域(山梨県立北病院で加療中の者に限る。)

旭分校

山梨県立ふじざくら支援学校

南都留郡(道志村を除く。)及び富士吉田市

山梨県立かえで支援学校

甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市及び中央市(旧豊富村の区域に限る。)

**附 則**

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会告示第五号**

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年八月三十日

山梨県教育委員会

委員長 輿 石 順 一

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称

称等（平成十七年山梨県教育委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。  
本則の表県立盲・ろう・養護学校高等部入学者選抜（学力検査）の項を次のように改める。

県立特別支援学校高等部入学者選抜（学力検査）	科目別得点及び得点合計	同右	各県立特別支援学校
------------------------	-------------	----	-----------

附 則

この告示は、公布の日から施行する。